

本Q&Aは、問い合わせが多い質問について回答を紹介しているものです。
今後、これ以外の質問についても問い合わせが多いものは、随時紹介して参りたいと考えておりますので、当ホームページを確認して下さい。

Ver.1.0
21.12.24

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 平成22年度の応募に係る主なQ&A

(応募・採択までのスケジュールについて)

Q1. 「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」と「機関連携強化型研究」の応募・採択までのスケジュールが異なるのはなぜですか。

A1. 機関連携強化型研究については、研究課題の応募要件として、都道府県（公設試験場を含む。）の間の「研究連携協定」の策定を求めており、当該協定の策定には相当の時間を要することに考慮し、研究領域設定型・現場実証支援型研究の応募から1か月程度遅らせて公募を行うことを予定しています。

なお、機関連携強化型研究の募集の開始は3月上旬を予定しておりますので、2月下旬に再度、本ホームページでご確認下さい。

(受付期間について)

Q2. 受付期間が、2月1日～19日までと、昨年度に比べ短縮されていますが、どうしてですか。

A2. 受付に関しては、昨年度から全て、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用していますが、応募情報の入力状況の傾向として、昨年度応募を開始した1月中旬から2月の中旬にかけては、ほとんどデータの入力が行われていないこと、また、受付期間が長い分、説明や相談の時間が十分に確保できていないことから、本年度は研究タイプが再編、新設されたことに鑑み、十分な説明時間を確保するため、このような対応とさせていただいたところです。

受付期間が短くなっていますので、十分な余裕を持ってe-Radへの入力を行っていただきますようお願いいたします。

(共同研究グループについて)

Q3. 共同研究グループでの応募が必須となっていますが、複数の民間企業がグループを構成し応募することはできるのでしょうか。

A3. 本事業は、産学官による連携研究を推進する観点から、4つのセクターのうち、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループを構築することを必須としています。このため、民間企業同士のグループや大学同士のグループ、また、民

間企業単独での応募は募集対象になりません。必ず、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループで応募して下さい。

ただし、機関連携強化型研究については、公設試・地方独法の間連携強化を支援する観点から、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループでの応募要件を適用しないこととしています。

(共同研究グループの例)

- ① 中核機関：〇〇大学、共同機関：〇〇試験場、〇〇大学、(株)〇〇
- ② 中核機関：〇〇(株)、共同機関：独立行政法人〇〇研究所、生産法人〇〇〇
- ③ 中核機関：〇〇試験場、共同機関：〇〇大学、(株)〇〇、〇〇普及センター

(中核機関・共同機関等について)

Q4. 研究のコーディネートを行っている都道府県の産業振興センター等が中核機関となり、大学、民間、公設試、独法等の研究者を研究総括者として配置し、本事業へ応募することは可能ですか。

A4. 中核機関の要件としては、「研究を実施できる能力・体制を有していること」となっており、中核機関は自ら研究を行う機関であることが必要です。また、研究総括者の要件としては、「原則として中核機関に常勤的に所属していること」となっており、自らの機関に所属する研究者を研究総括者として配置する必要があります。これらの要件を満たさない場合には、中核機関として応募することはできません。

ただし、公募要領に記載されているとおり、事前に予算措置を要する等の地方公共団体の特殊性を考慮し、都道府県の公設試験場に所属する研究者が研究総括者として応募する際に、公設試が中核機関となることが困難と認められる場合に限定して、研究を実施しない機関も含め、研究総括者が所属する機関とは別の機関(「研究管理運営機関」)が中核機関となることができます。

なお、この措置は、都道府県の公設試験場が中核機関として応募する場合の特例措置であり、大学、民間、独法等が中核機関として応募する場合は認められません。この措置を希望する場合は、応募書類の様式4(研究管理運営機関を活用する理由書)を作成して、応募時に提出して下さい。

Q5. 産業振興センター等が中核機関から研究支援等の委託を受けて行うことは可能ですか。

A5. 公募要領に記載されている中核機関の活動の他の機関への一部委託は、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適用確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどのいわゆるコーディネート業務を想定しており、これらの業務であれば、中核機関から委託を受けて行うことが可能です。

なお、中核機関が当該業務を委託するに当たっては、農林水産省との委託契約締結後に、基本的に競争により委託先を選定することを想定しています。

Q6. 中核機関の活動の一部を他の機関に委託できるとなっていますが、委託できる機関としては共同機関も入りますか。

A6. 基本的には、共同機関とは別のコーディネート機関を想定していますが、研究分担者として参画している共同機関も対象になりうると考えています。

なお、一部委託に係る業務としては、研究推進のための中核機関としての役割のうち、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適応確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどいわゆるコーディネート業務を想定しています。

Q7. 「現場実証支援型研究」、「機関連携強化型研究」における「普及支援組織」とは、具体的にどのような機関が、どのような役割を担うことを想定していますか。

A7. 「現場実証支援型研究」、「機関連携強化型研究」においては、研究成果を個別の地域の生産現場等へ迅速に導入・普及させるための技術開発を行うこととしており、普及支援組織は、当該研究成果を現場に導入した際に発生する問題点の抽出、当該問題点の研究側へのフィードバック、問題点を改善し改良された技術の現場への再導入など、研究実施側と個別の生産現場等とをつなぐ橋渡しとしての役割を想定しています。

このため、農林水産系の技術開発では、都道府県の改良普及センター等のような技術指導機関や協同組合、食品製造系の技術開発では、食品メーカー等の民間企業がその役割を担うことを想定しています。

Q8. 当方は食品製造メーカーであり、中核機関として、新たな食品の製造技術に関する研究課題を現場実証支援型研究に提案しようと考えていますが、この場合、他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要がありますか。

A8. 現場実証支援型研究は、より現場に密着した技術開発や現場への迅速な導入・普及を目指す研究タイプであり、普及支援組織の参画を必須としていますが、このような事例の場合は、中核機関自らが現場に密着した機関であり、普及支援組織としての役割を兼ね備えていることから、あえて他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要はありません（ただし、共同研究の推進という観点から、他の食品メーカーの参画を妨げるものではありません。）。

Q 9. 「普及支援組織」として、農業改良普及センターを参画させようと考えていますが、技術指導を専門に行う（研究を行わない）機関も共同研究グループの構成員となるのですか。

A 9. 普及支援組織も共同研究グループの構成員となります。

現場実証支援型研究では、普及支援組織の参画を必須とし、当該機関を共同研究グループの構成員として参画できるように事業の仕組みを構築したところです。共同研究グループに参画する普及支援組織の要件としては、従来の共同機関の要件に加え、①開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための技術能力を有していること、②研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること、の二つの要件を満たしている必要があります。

なお、普及支援組織についても、委託契約の際は中核機関との再委託契約を締結する必要があります（委託契約について、不明な点等がある場合はご相談下さい。）。

（研究区分の対象範囲等について）

Q 10. 「現場実証支援型研究」は、これまでの研究タイプである「現場提案型研究」を再編したとのことですが、違いは何ですか。

A 10. 従来の現場提案型研究は、その研究のステージを実用技術の開発までと限定しており、例えば、機械や資材・食品等の製品開発の場合は、試作品の製作及び実用規模での製品製造技術（いわゆるプロトタイプまでの製造）の開発を対象としていました。

今般、再編した「現場実証支援型研究」では、製品化を視野に入れた商品の開発や実用規模での製造試験、製品の性能・特性試験までを対象としており、これを農作物の生産に関する研究開発に置き換えた場合は、地域の個別条件に適応させるため、個別地域の生産者のほ場で適性試験等を行い、その結果を研究開発にフィードバックし、さらに改良研究を行うところまでを対象としています（より現場に近い技術開発や現場実証による改良研究を切れ目なく実施）。

このため、本研究区分では、実際の現場との橋渡しをする「普及支援組織」の参画を必須としており、機械や資材・食品等の製品開発の場合は、製造や販売を行う民間企業等、農作物の生産に関する研究開発の場合は、都道府県普及支援センターや農業法人等の参画を必須としています。

Q 11. 「研究領域設定型研究」の対象範囲はどのようになったのですか。

A 11. 従来の対象範囲からの変更はありません。

研究領域設定型研究は、まずは、研究課題が研究領域のコンセプトに合致した内容であることが重要であり、その上で、公募要領で示した研究成果の波及効果の範囲が、概ね1ブロックレベルの研究課題を対象としているところです。このため、

広い範囲で活用可能な基幹的な実用技術の開発を目的としており、現場実証支援型研究の対象範囲である地域の個別条件に適応させるための生産者ほ場での適性試験等までを対象としていません（従来の対象範囲から変更はありません）。

このため、本研究区分では、現場実証支援型研究のように、「普及支援組織」の参画を想定していません。

なお、研究領域設定型研究と現場実証支援型研究との対象範囲について、端的に違いを述べるならば、研究領域設定型研究は、主幹となる技術の開発、現場実証支援型研究は、その枝葉となる技術の開発を行うということです。

Q 1 2. 「研究領域設定型研究で示されたどの研究領域のコンセプトにも該当しないと判断されるものにあっては、波及効果いかににかかわらず現場実証支援型研究の対象とします。」とありますが、研究区分が「現場実証支援型研究」に変更された場合、普及支援組織の参画が必須となりますが、どのように対応すればいいのですか。

A 1 2. 研究領域設定型研究に応募された研究課題のうち、どの研究領域にも該当しないと農林水産技術会議事務局が判断した場合は、同事務局が当該研究課題の研究総括者にその旨を連絡し、引き続き、「現場実証支援型研究」の研究課題として応募するかどうかの確認をさせていただきます。その際、研究総括者には、普及支援組織を参画させた「現場実証支援型研究」としての応募書類を速やかに提出いただくこととなります。

上記の対応は、短期間に行っていただく必要があり、対応状況のいかによっては提案された研究課題が審査に回らない可能性がありますので、研究区分や研究領域の内容を十分に把握した上で、提案いただくようお願いします。

（研究領域について）

Q 1 3. 「領域設定型研究」の〈課題例〉以外のものは応募対象にならないのですか。また、〈課題例〉に示されたものは課題採択の審査に当たって考慮されるのですか。

A 1 3. 「領域設定型研究」では、公募要領の本文中に、当該領域で対象とする技術開発内容(コンセプト)を示しています。また、当該領域の〈課題例〉として数課題お示ししていますが、これは、技術開発内容が応募者に具体的にイメージ（想定される研究課題と課題の規模等）できるようにあくまでも例として示しているものであり、当該課題を応募したからといって、採択の審査の際に特段考慮されるものではありません。当該領域のコンセプトに合致する内容の研究課題であれば、応募対象になります。

(異分野技術の活用・新産業の創出を促進するための措置について)

Q 1 4. 異分野技術を活用した研究課題や新産業の創出を目的とした研究課題は審査において一定の配慮がされるとのことですが、どのような趣旨からですか。

A 1 4. 従来の農林水産業分野の研究に異分野の技術を導入した研究は、新たな需要や新産業の創出につながる研究成果の創出が見込まれ、農林水産業の6次産業化にもつながることや、それに伴う地域の活性化も期待できることから、今回、このような研究課題について、審査に当たって優先的な取扱いを行うこととしたところです。
ただし、審査上の取扱いであり、採択を約束するものではありません。

(府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について)

Q 1 5. 応募に当たって、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) には、共同機関も全て機関登録を行う必要がありますか。また農林漁業者も登録が必要ですか。農林漁業者の場合は所属研究機関が存在しませんが、その場合、所属研究機関コードはどうすればいいのですか。

A 1 5. 21年度の募集から、e-Radでの応募が必須となりました。したがって、応募を行おうとする共同研究グループは事前に所属研究機関コードと研究者番号の取得を必ず行って下さい。

所属研究機関コードと研究者番号を取得しなければならない、機関及び研究者は以下のとおりです。

農林漁業者のように研究機関に所属しない者についてもe-Rad上、研究者という扱いとなり、共同機関として研究費の交付を受ける場合には、研究者番号を取得していただく必要があります。e-Radシステムでは、このような研究機関に所属していない研究者は個人として登録（個人の場合の所属研究機関コードは「999999999」となります。）できることとなっており、農林漁業者個人が本事業に参画する場合は、個人登録を行い必ず研究者番号を取得して下さい。

所属研究機関コード	研究者番号
◎中核機関(研究管理運営機関)	◎研究総括者、分担者A、分担者B、・・・・・・・・
◎共同機関1	◎分担者C(筆頭研究者)、分担者D、分担者E、・・・・
◎共同機関2	◎分担者F(筆頭研究者)、分担者G、分担者H、・・・・
◎共同機関3(普及支援組織)	◎分担者I(筆頭研究者)、分担者J、分担者K、・・・・
「999999999(機関コード)」	◎分担者L(筆頭研究者:(機関に所属しない) 農林漁業者等の個人)

◎を付した機関及び研究者が取得（必須）対象

(参考) 所属研究機関及び研究者の申請・登録

e-Radシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセス

- ① 所属研究機関の申請・登録の場合は、所属研究機関向けページからアクセスして「様式12 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 研究者情報登録/変更申請書 (所属研究機関用) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出
- ② 研究者 (研究機関に所属しない個人) の申請・登録の場合は、研究者向けページからアクセスして「様式3 研究者番号登録依頼書」 (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/download/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出。なお、登録手続きに2週間程度の日数を要しますので、余裕を持って申請・登録を行って下さい。

Q16. 都道府県所属の研究機関 (例えば〇〇県△△研究センター。以下「公設試」という。) が既に所属研究機関コードを取得している場合であっても、都道府県庁が中核機関となる場合には、応募に当たって、別途e-Radシステムの所属研究機関コードを取得する必要がありますか。

A16.

- (1) 以下の場合は、都道府県庁が中核機関として応募するに当たって、あらためて機関コードを取得する必要はありません。
 - ① 研究総括者の応募内容について機関承認を行う権限 (以下「機関承認権限」という。) が研究総括者が所属する公設試に委任されている場合
 - ② 機関承認権限が都道府県庁にある場合であって、公設試が機関登録に当たって都道府県庁内部局の職員を事務代表者・事務担当者として登録している場合 (機関登録に当たって公設試に所属する職員を事務代表者・事務担当者としている場合には、その変更が必要となります。)
- (2) 上記以外の場合にあつては、都道府県庁が機関コードを取得して応募する必要があります。この場合、公設試が既に機関登録している場合であっても、都道府県庁が、これとは別に機関登録することが可能となっています (なお、国からの契約の相手方については、契約時に再度確認したいと考えています。)

Q17. e-Radシステムでの申請では、研究総括者が応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードすれば応募が完了するのですか。

A17. e-Radシステムでは、研究総括者がシステムに応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードしたあと、所属研究機関の「応募承認」がなければ提出が完了したこととなりません。当方でも応募情報を受理 (ダウンロード) することができますのでご注意ください。(機関承認はe-Radで事務代表者が「承認」の操作を

することによりなされます。詳細は、e-Radポータルサイトの所属研究機関用マニュアル (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) をお読み下さい。)

※ 中核機関の事務代表者が「承認」を行わない限り応募が完了しませんので、研究総括者は入力終了した旨を必ず事務代表者にお伝え下さい。

Q18. 地方公共団体においては、あらかじめ当初予算で予算措置がなされていない場合は、中核機関又は共同機関になることはできないのですか。

A18. 課題が採択された場合に、中核機関においては、農林水産省及び共同機関と、また共同機関においては中核機関と各々早期に委託契約を締結する観点から、年度当初に必要な予算措置がなされていることが基本と考えていますが、それが難しい地方公共団体にあっては、早期契約締結に支障がないよう必要な措置を行っていただきたいと考えています。

Q19. 「1小課題（最小単位の課題）は、原則1機関で分担する体制として下さい。」とありますが、複数の機関で担当することはできないのですか。

A19. 参画機関については、研究を効果的・効率的に実施するために、課題の構成に基づいて役割分担を明確にすることが重要であり、この点については研究計画の効率性の観点から審査の視点のひとつとなることから、1小課題は、原則1機関で分担する体制とし、参画機関は過度に多くならないこと（名目的に名前を連ねることは避けて下さい。）が望ましいところです。

Q20. 現場実証支援型研究では、公設試験場、地方大学等を中核とした参画を促すとの観点から、「行政的観点の審査に当たって、提案課題の内容と中核機関の属性との整合性に配慮して審査を行います。」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

A20. 行政的観点の審査において研究内容により判断することとしており、具体的には、提案課題の内容が数県レベルで実施すべき内容の課題であると判断される場合に、公設試や地方大学等の地域機関が中核機関となって提案された課題を優先する等の運用を行うことで考えています。

(ヒアリング審査について)

Q21. 「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」の2次（ヒアリング）審査及び「機関連携強化型研究」のヒアリング審査は何処で行うのですか。

A21. 昨年度の場合は、農林水産省内で行いました。本年度についても同様に考えて

おり、対象課題の研究総括者には、開催日、開催時間及び開催場所を連絡いたします（ホームページ上でもお知らせします。）。

なお、ヒアリング審査では、研究総括者による研究内容等のプレゼンとそれに対する質疑・応答を行うこととしており、パワーポイントによりプレゼン資料を作成いただくこととなります。

（新規採択予定について）

Q22. 公募要領に平成22年度の新規採択予定が記載されていますが、実際の採択数を示したものでしょうか。

A22. 新規採択予定については、公募を行うにあたって一定の目安を示したものであり、必ずしも記載した課題数が採択されるものではありません。公募要領にも記載していますが、実際の採択数については、全体予算額の水準、応募課題数や応募課題の単価によって変動することがあります。

（研究費の規模について）

Q23. 研究領域設定型研究では3千5百万円、現場実証支援型研究では2千万円を超えて申請した場合は審査で不利になりますか。

A23. 各々の研究タイプで、3千5百万円、2千万円を超えて申請したとしても、それが研究計画に沿って精査されたものであり、かつ、その経費が必要である理由が明確であれば審査上不利にはなりません。

なお、この場合は、応募書類の様式3の該当箇所にその理由を明確に記載して提出して下さい。

（経理関係について）

Q24. 2年目から研究を実施する共同機関について、研究開始初年度において開催される研究推進会議の参加旅費を計上することは可能ですか。

A24. 研究を実施しない年度について経費を計上することは認められません。このような場合は、中核機関の研究員等旅費に計上し、中核機関から共同研究者へ支払うようにして下さい。

Q25. 当該事業の成果発表のため、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費は直接経費に計上することは可能ですか。

A25. 当該事業の成果発表であっても、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費については、直接経費として認められません。

Q26. 国からの交付金で人件費を負担している職員について、当該事業に従事する時間分の人件費を間接経費に計上することは可能ですか。

A26. 国からの交付金で人件費を負担している職員の人件費については、直接経費及び間接経費にかかわらず、当事業費として認められません。

Q27. 研究上必要な高額物品や機器の購入はどの程度可能ですか。

A27. 委託費の直接経費の用途については、研究遂行上、直接必要なものに限っていますが、その内訳について特に制限を設けていません。しかしながら、通常の研究機関であれば所有していると考えられる機器（遠心分離機、恒温機などの基本機器）や、研究費の大半を占めるような高額機器については、審査の段階において必要性を問われる（不必要と見なされる）ことがあります。提案された課題を遂行するに当たり本当に必要な機器なのか、研究規模に比して購入する機器が過大ではないか、という観点で査定されることが多いので、様式3において、使用目的と必要性を明確に記載して下さい。

Q28. 人件費、賃金について決められた単価はありますか。

A28. 当方において定めた単価はありませんので、応募機関において定められた人件費等の単価に基づき計上して下さい。ただし、高額の場合、査定対象となることがあります。

(応募書類の作成について)

Q29. 様式5（経理事務体制について）は共同研究グループの全機関分を作成するのでしょうか

A29. 中核機関分のみ作成して下さい。